

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和7年5月12日

国立研究開発法人情報通信研究機構
契約担当理事 増山 寛

◎調達機関番号 816 ◎所在地番号 13

○第1号

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 71、27
- (2) 購入等件名及び数量 2025-2030年度 Microsoft 365 ライセンス 一式

2 意見の提出方法

- (1) 意見の提出期限 令和7年6月11日17時00分
まで必着のこと。
- (2) 提出先 〒184-8795 東京都小金井市貫井
北町4-2-1 情報通信研究機構業務企画部
DX企画推進室情報システムグループ
富士野 佑一 電話 042-327-6851
E-mail jsys@ml.nict.go.jp

3 仕様書案の交付

- (1) 交付期間 令和7年5月12日から令和7年6
月11日まで。
- (2) 交付場所 情報通信研究機構ホームページの
調達情報よりダウンロードして入手すること。

4 Summary

- (1) Classification of the products to be
procured: 71, 27
- (2) Nature and quantity of the products to
be purchased: 2025-2030 Microsoft 365 License,
1 set
- (3) Time limit for the submission of comments
: 17:00 11 June 2025
- (4) Contact point for the notice: Yuichi Fujino,
Information Systems Group, DX Design Office,
Operation Planning Department, National
Institute of Information and Communications
Technology, 4-2-1 Nukui-Kitamachi Koganei-shi
Tokyo 184-8795 Japan T E L 042-327-6851
E-mail jsys@ml.nict.go.jp

仕 様 書

1 件名

2025-2030 年度 Microsoft 365 ライセンス

2025-2030 Microsoft 365 License

2 目的（用途）

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「当機構」という。）の業務に必要な Microsoft 365 ライセンス契約を行う。

3 共通事項

本仕様書に疑義が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項の詳細を決定する場合は、当機構担当者と速やかに協議し解決を図ること。協議に際しては、受注者において打ち合わせ議事録を作成すること。作成した議事録は、当機構の承認を得て発行すること。発行した打ち合わせ議事録に含まれる決定事項は、本仕様書に優先する。

なお、仕様書等の変更を要する事態が生じた場合には、協議をするので応じること。

4 納入場所

納入・使用場所

東京都小金井市貫井北町 4 - 2 - 1

国立研究開発法人情報通信研究機構

業務企画部 DX 企画推進室 情報システムグループ

5 調達物品の数量及び構成内訳

(1) Microsoft 365 E3(Include Teams)

ア ライセンスの数量：2300 ライセンス

イ ライセンスの期間（契約期間）

- ① 2026 年 2 月 1 日から 2027 年 1 月 31 日まで(2300 ライセンス)
- ② 2027 年 2 月 1 日から 2028 年 1 月 31 日まで(2300 ライセンス)
- ③ 2028 年 2 月 1 日から 2029 年 1 月 31 日まで(2300 ライセンス)
- ④ 2029 年 2 月 1 日から 2030 年 1 月 31 日まで(2300 ライセンス)
- ⑤ 2030 年 2 月 1 日から 2031 年 1 月 31 日まで(2300 ライセンス)

ウ 契約形態：指定なし

エ 契約単価を設定し、契約期間中(ライセンスの期間中)の協議によりライセンスの追加に対応すること

(2) Office 365 E1(Include Teams)

ア ライセンスの数量：500

イ ライセンスの期間

- ① 2026年2月1日から2027年1月31日まで(500 ライセンス)
- ② 2027年2月1日から2028年1月31日まで(500 ライセンス)
- ③ 2028年2月1日から2029年1月31日まで(500 ライセンス)
- ④ 2029年2月1日から2030年1月31日まで(500 ライセンス)
- ⑤ 2030年2月1日から2031年1月31日まで(500 ライセンス)

ウ 契約形態：指定なし

エ 契約単価を設定し、契約期間中(ライセンスの期間中)の協議によりライセンスの追加に対応すること

(3) Microsoft 365 E5 (Include Teams)

ア ライセンスの数量：50

イ ライセンスの期間

- ① 2026年2月1日から2027年1月31日まで(50 ライセンス)
- ② 2027年2月1日から2028年1月31日まで(50 ライセンス)
- ③ 2028年2月1日から2029年1月31日まで(50 ライセンス)
- ④ 2029年2月1日から2030年1月31日まで(50 ライセンス)
- ⑤ 2030年2月1日から2031年1月31日まで(50 ライセンス)

ウ 契約形態：指定なし

エ 契約単価を設定し、契約期間中(ライセンスの期間中)の協議によりライセンスの追加に対応すること

(4) Enterprise Mobility + Security E3

ア ライセンスの数量：500 ライセンス

イ ライセンスの期間

- ① 2026年2月1日から2027年1月31日まで(500 ライセンス)
- ② 2027年2月1日から2028年1月31日まで(500 ライセンス)
- ③ 2028年2月1日から2029年1月31日まで(500 ライセンス)
- ④ 2029年2月1日から2030年1月31日まで(500 ライセンス)
- ⑤ 2030年2月1日から2031年1月31日まで(500 ライセンス)

ウ 契約形態：指定なし

エ 契約単価を設定し、契約期間中(ライセンスの期間中)の協議によりライセンスの追加に対応すること

6 納入期限

ライセンスの納入期限：5で定めるライセンスの利用開始日まで

提出書類の提出期限：ライセンスの利用開始日から12日以内

7 提出書類等

(1) 書類等一覧

	名称	数量	納品形式	提出期限	備考
①	納品書	1 式	データ又は紙形式	6 納入期限まで	ライセンスの種類・数量を記載したもの
⑥	議事録	1 部	データ又は紙形式	打合せ後、速やかに。	打合せ議事録を発行した場合(3. 共通事項参照)

(2) 提出先

東京都小金井市貫井北町4-2-1
国立研究開発法人情報通信研究機構
業務企画部 DX 企画推進室 情報システムグループ

8 検査について

ライセンス及び提出書類に基づき、当機構担当者による検査を行う。

9 契約の目的物の種類又は品質に関する担保責任（契約不適合責任）

当機構が本件調達物品について、納入検査合格後、所有権移転の日から起算して1か年以内に、契約の内容(目的物の種類、品質又は数量)に適合しないことを発見したときは、受注者にその内容を知照するものとし、受注者は当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完等、担保の責を負うこと。

10 情報セキュリティについて

(1) 適切な情報セキュリティ管理の実施

受注者は、適切な情報セキュリティ管理を実施していること。適切な情報セキュリティ管理を実施しているとは、組織としての情報セキュリティ方針及び情報セキュリティ管理体制が制定され、リスク対応計画立案、管理策の実施、教育、内部監査を含む情報セキュリティ管理が、文書化された手順に従って実施されていることを言う。ISO/IEC 27001 または JIS Q 27001 に準拠した管理は、適切な情報セキュリティ管理の例である

(2) 業務実施体制

受注者は、本業務を履行する体制について、予め以下の事項について提出し、当機構の了承を得る

こと。

業務実施体制

- ① 責任者（専門性・実績等に関する情報を含むこと）
- ② 担当者（専門性・実績等に関する情報を含むこと）
- ③ 連絡体制・窓口
- ④ 業務実施場所（国内・国外を問わず当機構外で業務する場合）

構築すべき体制に関する留意点

受注者は、下記に留意して、体制を構築すること。なおこれらに変更があった場合は速やかに当機構に報告し、その了承を得ること。

- ① 本業務を履行するにあたり必要な経験、資格、業績等を有する者を確保して体制を構築すること。その際、必要な経験、資格、業績等を有する者は、背景となる適切な経歴、知見、語学、文化的背景を有すること。
- ② 本業務を履行するにあたり受注者の従業員もしくはその他の者による意図しない変更や業務に関して知り得た情報の窃取等が行われないことを保証する管理体制を構築すること。

（３） 情報セキュリティ対策の実施

受注者は、業務に関して知り得た情報の紛失、滅失、改ざん、き損、漏えい、その他の情報セキュリティ事故を防止するために必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

（４） 情報セキュリティ事故発生時における報告

受注者は、契約の履行中、履行後を問わず情報セキュリティ事故、又はそのおそれのあることを知ったときは、必要な措置を講じるとともに、速やかに当機構に報告し、当機構の指示に従うものとする。

（５） 情報セキュリティ対策の実施状況の報告・点検

当機構は業務や情報の取扱いが適切に行われていることを確認するため、受注者に対して定期的な報告や自己点検を求めることができるものとする。また特に重要な業務を委託している場合、あるいは重大な情報セキュリティ事故が発生した場合、機構は受注者と協議の上、立入調査を求めることができるものとする。報告・点検の結果、改善が必要な点が見つかった場合、受注者は改善計画を立て当機構に提出するものとする。

（６） 委託の制限

ア 受注者は当機構が書面で承諾した場合を除き、本件業務の全体または一部を第三者に委託してはならない。受注者は第三者に委託するときは、責任を持って情報セキュリティの適切な管理を行う能力を有する者を選定するものとする。

イ 選定した委託先に対しては、情報セキュリティに関し受注者が履行すべき義務と同等の義務を負わせるものとし、受注者及び受注者の委託先との間で締結する契約書にその旨を明記するものとする。

ウ 受注者は委託先の情報セキュリティ管理全般、業務実施体制、情報セキュリティに関する点検・調査の受け入れ可否等の状況について、あらかじめ当機構に書面で提出するものとする。受注者の

委託先が再委託を行うとき以降も同様とする。

(7) 情報の目的外利用及び提供の禁止

受注者は業務に関して知り得た当機構所定の書式・方法により明示した保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、当機構が保護を要しないと確認したものを除く。）その他の非公知の情報を本仕様書の業務履行にのみに利用し、他の目的に使用しないこと。当機構の承諾なしに第三者に提供してはならず、受注者の社内においても、本件業務に関わる者以外には秘密とすること。また、受注者は受注者の従業員その他受注者の管理下にて業務に従事する者に対し、受注者と同様の秘密保持義務、情報保全義務を負担させるものとする。

(8) 情報の複写又は複製の禁止

受注者は、本業務のために当機構から提供された情報や資料等を当機構の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(9) 情報の受取り

当機構が一時的に電子ファイル等を受注者に預ける場合は、預かり証に受注者（作業員等を含む）の押印あるいは署名を求める場合があるので応じること。

(10) 情報のやり取り

- ア 当機構と通信回線を経由して電子ファイル等のやりとりを行う場合は、万一の 事故に備えてパスワード付与や暗号化などの措置をとること。
- イ また最新のパターンファイルが適用されたウイルス検出ソフトで検査し、問題がないことを確認してから送付すること。

(11) 資料・情報の保管

- ア 受注者は、業務のために当機構から提供を受け、又は受注者自らが作成した情報が記録された資料を、適切に施錠管理された場所に保管すること。
- イ 電子ファイルの場合は適切なアクセス制御が行われたフォルダーに保管すること。また当機構が特に指定した場合は暗号化などの対応をとること。

(12) 資料の返却・情報の消去等

- ア 受注者は、業務のために当機構から提供を受け、又は受注者自らが作成した情報が記録された資料は、業務完了後直ちに当機構に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、当機構が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- イ 受注者は、情報を記録した資料を当機構に返還した後、なお当該情報が複写や電磁記録等として残されていることのないよう、遅滞なく復元又は判読が不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄しなければならない。なおその際「預かり証兼データ破棄届」を当機構に提出すること。